

## 工期設定実施要領

### (目的)

第1条 本要領は、静岡県が発注する工事において工期設定を行うための必要事項を定め、工期設定の根拠を明示し、建設産業における週休2日の推進に向けた適切な工期設定を行うことを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本要領は、静岡県交通基盤部が発注する当初設計金額5,000千円以上の土木工事標準積算基準書により積算する土木工事に適用する。ただし、工場製作工事、電気通信設備工事、機械設備工事、通年維持工事、複数年契約工事及び大規模工事などは別途工期算定するものとする。

### (用語の定義)

第3条 用語について以下のとおり定める。

#### 【工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

#### 【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。(ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業(足場設置等)は除く)

※「土木工事共通仕様書(工事着手)」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。

主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。以下に記載のない工種については、最低30日を最低必要日数として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

ただし、比較的単純な工事や緊急性を有する工事などで準備期間の短縮が十分可能な場合はこの限りでない。

| 工種         | 準備期間 | 工種         | 準備期間 |
|------------|------|------------|------|
| 河川工事       | 40 日 | 舗装工事（修繕）   | 60 日 |
| 河川・道路構造物工事 | 40 日 | 共同溝等工事     | 80 日 |
| 海岸工事       | 40 日 | トンネル工事     | 80 日 |
| 道路改良工事     | 40 日 | 砂防・地すべり等工事 | 30 日 |
| 鋼橋架設工事     | 90 日 | 道路維持工事     | 50 日 |
| P C 橋工事    | 70 日 | 河川維持工事     | 30 日 |
| 橋梁保全工事     | 60 日 | 電線共同溝工事    | 90 日 |
| 舗装工事（新設）   | 50 日 |            |      |

#### 【施工に必要な実日数（実働日数）】

種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。

施工パーティ数は基本 1 パーティとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更可能とする。

#### 【不稼動日】

雨休日（土日祝日、年末年始、夏期休暇、降雨日、降雪日）及びその他不稼動日のことをいう。

#### 【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。20 日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。

ただし、比較的単純な工事などで後片付け期間の短縮が十分可能な場合はこの限りでない。

#### 【作業所要日数】

作業別の施工に必要な実日数。

「実働日数 + 雨休日」で算出する。

#### 【雨休率】（雨休日 / 実働日数）

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）と降雨降雪日等の年間の発生率をいう。

休日は、土日、祝日、年末年始休暇（6 日）、及び夏季休暇（3 日）とする。

降雨降雪日は、1 日の降雨・降雪量が 10mm 以上の日とする。

雨休率は、地域性を考慮し、静岡県内を東部地区、中部地区、西部地区の 3 地区に分け、東部地区は気象庁三島観測所、中部地区は静岡観測所、西部地区は浜松観測所を基準とし、各観測所の過去 5 カ年の気象データから設定する。

#### 【その他不稼動日】

その他不稼動日は、地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連

工事等の進捗状況等を考慮した作業不能日数のことをいう。

その他不稼働日は、以下のア～ウのことを考慮する。

ア. 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

イ. 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施行出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

ウ. その他

上記ア.イ.以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

(実施方法)

第4条

(1) 工期の設定

工期の設定は、準備期間・施工に必要な実日数・不稼働日・後片付け期間として設定した日数の合計日数で行う。

ただし、大規模工事などで別途工期算定している場合は、その算定結果を利用するものとする。

(2) 工期設定日数の設計書への添付

工期設定日数は、別紙1に示す工期算定一覧表を設計書（金入り・金抜き）に添付することにより設計図書の一部とする。

ただし、別途工期算定している場合は、別紙2に示す概略工程表等を設計書（金入り・金抜き）に添付することにより設計図書の一部とする。

(その他)

第5条 その他

工事途中において、工事工程に関する疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、方針を決定するものとし、必要に応じて工期の変更を行うこと。

## 附 則

(適用) なお、本要領は、1年間の試行期間を設定し、以下のとおりとする。

- ・平成30年4月～平成31年3月：各発注機関発注担当課の対象工事で一人1件以上実施（債務工事及び翌債工事については、平成31年1月以降に設計積算する全ての対象工事で実施すること）
- ・平成31年4月以降：全ての対象工事で実施

この要領は平成30年4月1日から施行する。

この要領は平成30年7月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

この要領は令和4年7月1日から施行する。